

令和 8年 2月 5日

福岡県警察契約担当者 殿

福岡県警察本部総務部会計課
(出納係)

「レンタカー(普通自動車及び軽自動車)単価契約」に係るお知らせ

仕様書に記載されていない事項について、質疑がありましたので、お知らせします。

番 号	質問事項(回答事項)
1	<p>Q レンタカー使用中に、借受人又は運転者の過失によるタイヤのパンクについて、パンク修理費用(修理不能の場合は交換費用)は、借受人又は運転者の負担でよろしいでしょうか。</p> <p>A レンタカー使用中に、借受人又は運転者の過失によるタイヤのパンクについて、パンク修理費用及び修理不能の場合のタイヤ交換費用は、借受人の負担とする。</p>
2	<p>Q レンタカー使用中に、車の鍵を紛失し、レンタカー返却までに鍵が見つからない場合、鍵の作成費用は、借受人又は運転者の負担でよろしいでしょうか。</p> <p>A レンタカー借用中の鍵の紛失にかかる鍵の作成費用は、借受人の負担とする。</p>
3	<p>Q</p> <p>A</p>
4	<p>Q</p> <p>A</p>

担当者 岩野 092-641-4141(内線2244)